大阪市立大学生活科学部紀要・第47巻（1999）

『井上町中年代記』『万大帳』にみる近世奈良町における居住地管理

山野左恵・谷直樹

On the system of the control at places of residence in Nara-Machi of the modern period, using『Inoue-chocyu-Nendaiki』and『Yorozu-Ocyo』

Sae Yamano and Naoki Tani

1．序

（1）はじめに

近世都市における町は、幕府支配の末端組織としての支配に服しながらも、都市内における相互扶助・生活防衛の単位として自治的な性格をあわせもっていた。町奉行所は町人地の維持管理には一切公共投資を行わなかったので、町の共同生活に密接に関わる道路、町会所、木戸、溝、番小屋などの共有施設の維持管理は、町単位で執り行われ、町内に起こるさまざまなトラブルの解決や、居住者の生活管理も自主的に行われていた(1)。

近世都市の居住地管理に関する研究は、これまで「町式目」を用いた分析が中心に行われている(2)。とくに、京都・大坂では相当数の町式目が残存しており、その分析結果から、居住地管理に関わる規定があり、それらを「自治」…住民の構成と組織など自治機能に関する項目、「規制」…社会的安定と空間的安定に関する規制、「生活」…集住生活の円滑な運営に関する居住地の生活管理規定、「維持」…居住地空間の維持管理に関する規定、「財政」…町財政の運営規定の５つに分類している。これに対して、奈良町で確認されている町式目は、寛文13年（1673）の高畠町の『町々留帳』をはじめとする合計９点にとどまり、また、１つの町式目に収められた項目数とその内容をみると、京都や大坂と比べて項目が少なく、内容も比較的簡単である。奈良町の町式目に見られるこうした傾向は、家持層が多数を占め、住民の移動が比較的少なく、成文化されない慣習法でコミュニティが十分機能していたことに起因するものとされている。

本稿では、先行研究の成果を受け継ぎ、奈良町の個別町における居住地管理の実態を通時的に検討することによって、近世における奈良町の居住地管理システムの更なる解明を目的とする。

（2）奈良町の成立と形状

奈良の町は、平城京の造営と共に誕生した。以後75年間、政治・文化の中心として栄えるが、長岡京への遷都に伴い、市街地は荒廃し大部分が水田と化した。しかし、大社・大寺は荘園領主として残り、特に条坊制が敷かれた興福寺や元興寺の周辺には人家が増え、12世紀には門前郷があらわれた。その後、興福寺・東大寺・元興寺・春日大社の門前郷が一体となって発展し、15世紀には、奈良町の原型がつくられた(3)。

近世に入って、天正19年（1591）に、豊臣氏により櫃本制がしかれ、文禄４年（1595）の検地によって奈良惣中が奈良町となる。慶長９年（1604）には、町切りが完了することにより、奈良町の町域が確定した。これにより、奈良の諸郷がはっきりと町と称され、この時点で約100 町によって構成されていた。そして寛永11年（1634）に地子を免除されたことで、奈良町は近世都市として展開していくことになる(4)。

奈良町の各町の形状として特徴的であるのは、京都や大坂にみられるような両側町の形態のほかに、個々の町家が四辻を基点として十字形に集合して一町を形成している事例が多くみられることである。とくに、中世興福寺門前郷に属する町の多くがこの町割をとり、これらの町のいくつかは辻堂を構え、これを会所としていたとされる。一方、元興寺旧境内地に成立した町と興福寺西方の町は、両側町の形態をとっている(5)。

（3）史料紹介

奈良町の町内文書は、断片的なものについては相当数が確認されているが、17世紀まで遡り幕末に至るまでの江戸全時代を書き通じた記録は、管見の限りでは本稿で取り扱う『井上町中年代記』と『万大帳』の２点のみで

表1

		井上町	東向北町
①	会所に関する記載	20	35
	木戸	3	11
	溝	0	15
	井戸	1	1
②	防火・消火	10	3
	捨子	1	8
	死鹿	3	23
	番	3	13
	立合地	3	14
	合計	44	123

表2　井上町会所の変遷

	旧岩井邸	北1	北2
1667	会所	清蔵宅	
・	・	・	
・	・	・	
・	・	・	
1679	・	善四郎宅	
?	・		会所
・	・	・	・
1689			九兵衛宅
1693	会所	喜兵衛宅	
・	・	・	
?	・	小兵衛宅	
・	・	・	
1716	号所屋敷	会所	
1719		宗兵衛宅	
・	・	・	
1727	会所		

ある。その点において、これらの史料は近世奈良町の居住地管理を考えるうえでふさわしいものといえる。

『井上町町中年代記』は、奈良町の南端近くの南北の通りを挟んだ両側町である井上町の町役人が、町内における日頃の出来事の顛末や会所およびその他の共有物の動静、家屋敷の売買などを中心に、他地域で起こった事件に至るまでを書き綴ったもので、一番（延宝6年～享保14年）、二番（紛失）、三番（宝暦7年～寛政6年）、四番（天明6年～文化12年），五番（文化14年～嘉永7年）、六番（明治27年～昭和40年）、七番（昭和40年～昭和60年）、八番（昭和60年～）と一時は途絶えたものの、17世紀から現代へ続く町記録である[6]。本稿で扱ったのは一番、三番、四番で、このうち居住地管理に関する記載は59項目みられた。

『万大帳』は、東向北町の町役人が記した町財政の収支報告で、一番（正保2年～）、二番（元禄14年～）、三番（享保6年～）、四番（宝暦10年～）、五番（天明3年～）、六番（文化2年～）、七番（文政8年～）、八番（天保13年～）、九番（嘉永8年～慶応4年）と、224 年間にわたる記録である。参会費の徴収や祝儀銀の臨時徴収の記録の合間に、折々の町会計の出納、町内における諸事件、家屋敷の売買などについて丹念に書き留められているのが特徴である[7]。東向町は、興福寺の西に南北の通りに沿ってできた町で、当初は興福寺側に町家は建っておらず、町家は東にのみ向いていたのでこの名があるとされる。北から東西の通りを境に東向北町、同中町、同南町がある[8]。『万大帳』における居住地管理に関する記載は124 項目であった。

井上町と東向北町の位置および形状を図1に示したが、いずれの町も両側町の形態である。すでに述べたように、京都や大坂の町式目を用いた、近世の居住地管理史の先行研究における分析では、居住地管理に関する規定として、「自治」、「規制」、「生活」、「維持」、「財政」に分類することができたが、今回取り扱った史料にみられる居住地管理に関する項目は、上記のうちの「生活」と「維持」、「財政」の3つに絞られた。これらを参考に、本稿では①町空間における共有施設の維持管理と②共有空間に発生する諸問題への対処について記されたものについて考察した（表1）。

2．会所の形態と維持管理

（1）会所の機能

中世には門前郷の祠や堂に人々が集まっていたが、近世になるとそれらが会所として独立し、そこに神仏を祀り、町方参会するようになった。会所は各町が管理運営を行い、町内における日常の諸事を処理する場であった[9]。会所では定期的な寄合がもたれるほか、会所表では「右触之趣、町内者共於会所表不洩読聞申候…」（『井上町町中年代記』享保2（1717）年9月8日条）と記されているように、奉行からの通達の読み聞かせが行われていたことがわかる。また老中が来市した際や、お陰参りの期間の宿泊場所にもなっていたことが、以下の記述

表3　東向北町会所普請

年代	普請内容	普請費用の運用方法
延宝4 年（1676）	小普請	町人から借用（利息なし）
天和2 年（1682）	畳替	祝儀銀から
元禄2 年（1689）	屋根葺	祝儀銀＋町人から借用（月1 割）
享保5 年（1720）	屋根葺	不明
享保10年（1725）	屋根普請	不明
享保15年（1730）	小普請	不明
享保18年（1733）	屋根葺	「箱より出す」
寛保3 年（1743）	屋根普請	「町箱より出す」
延享3 年（1746）	畳替	「越銀ノ内」
宝暦7 年（1757）	改築	不明
文政7 年（1824）	大普請	町人から借用（利息なし）
文久4 年（1864）	改築（地震による大破）	町人から借用（月１分）

表4　東向北町木戸門普請

年代	普請内容	普請費用の運用方法
寛文9 年（1669）	北門普請	不明
天和元年（1681）	南門普請	町人からの借銀
享保5 年（1720）	南北門修復	不明
享保12年（1727）	南北門普請	不明
元文5 年（1740）	北門普請	軒役に割り付け
寛保3 年（1743）	南門修復	「町箱より出ス」
宝暦12年（1762）	北門普請	不明
寛政3 年（1791）	北門修理	不明

表5　東向北町立合地の対処

・北側立合地

年代	発生場所	事柄	費用負担状況
享保12年（1727）	北之門外西へ入ル東南ノ橋詰	捨子	3 町で負担（注）
寛保3 年（1743）	突抜町に有之候石橋	普請	3 町で負担（注）
寛延4 年（1751）	東側北之端、中溝ヨリ壱間斗東	死鹿	負担なし興福寺支配と明記
安永4 年（1775）	穴口御門通御幸御道筋石橋	拡幅	興福寺に出銀依頼＋3 町割
寛政13年（1801）	北ノ門より外西へ行テ、南北ノ溝際少し北側東ノ方	捨子	興福寺に出銀依頼＋3 町割
慶応2 年（1866）	北の辻西江入、井筒るゐ横手入之そはた	死鹿	三ツ割（表届けは当町）

・南側立合地

年代	発生場所	事柄	負担割合
享保5 年（1720）	南之門外ト中筋町之門外之間	死鹿	負担なし
享保11年（1726）	南之門外	死鹿	負担なし
明和7 年（1770）	南番屋東ノ南角地尻際目より5 寸ほど東	死鹿	負担なし
天明7 年（1787）	南之門外西之方	死鹿	3 町

から判明する。「…御役所より先年之通町方にて勝手に泊宿可致旨被仰付、右に付当町会所におゐて壬三月十日より十四日迄、五日之間せんきょ（施行）宿致遣し候。五日之間に人数弐百三拾四人。…」（『万大帳』文政3年（1820））

（2）井上町にみる会所の変遷

『井上町中年代記』の宝暦7 年（1757）の記述によると、その90年前に欠所処分になった岩井九右衛門の後家の家屋敷および道具類を会所としたのが最も古い由来である。その後、延宝7年（1679）の家の売券状に「井上町東傍ニ有り南隣会所」とあり、旧岩井邸である会所の北隣の家が清蔵から善四郎に売却されたことが記されている。貞享2年（1685）の「会所屋祢葺入用ノ覚」および貞享3年の「会所ノひさし」の入用から、この時期の会所は、藁葺きで庇部分が板葺きであったことがわかる。元禄2年（1689）に善四郎の北隣の会所を九兵衛に売却したとあることから、この10年の間に会所の場所が一時的に2軒北側の屋敷に移っていたと類推することができる。そして同年の「井上町之会所屋敷九兵衛殿へ売申候、それニ付ちんちう蔵王権現八王子二社之宮同南ノ屋敷たつミノ方へうつし奉り候、…」という記述と、元禄6年の売券状にみる善四郎から喜兵衛への家の売買の際に南隣が会所とあることから、元禄2年に会所が当初の場所（旧岩井邸）に戻り、それにともなって仏堂も移動させていることがわかる。

その後、享保元年（1716）には、九兵衛の南隣の屋敷を町中が買い取って会所として使用し、その3年後には再び同屋敷を宗兵衛に売却したと記されている。享保13年の「町内宮御造営諸事入用覚」と、宝暦7年（1757）に「当町会所三拾年余り

以前者三マトリ之ハラフキニテ有之、其後享保年中ニ割石町北カハニ律宗之庵寺買取今之会所ニ相成」とあることから、この時期に会所をまた元の位置に戻し、それまでの藁葺きの建家を近隣の寺庵の材木を使って改築し、仏堂も建て直して一新したことがわかる。この間の会所の変遷を示すと表2になる。

以上のことから、井上町の会所はおよそ15年程の間隔で旧岩井邸を軸として、その北隣およびさらに北隣の3つの宅地を移動している様子がわかる。また、その移動の度に仏堂の移築あるいは改築を伴っている。文政2年(1819)の家屋敷売買に関する証文から、会所は東側の南端に位置することが判明しており、その場所は旧岩井邸に該当するものと思われる。

(3)東向北町会所の維持管理

『万大帳』における会所に関する記述は、延宝2年(1674)の祝儀銀の納入者の中に「会所かしや九兵衛」とあるのが最も古い。後に元禄14年(1701)にも、「会所借(貸)屋　さし物や次郎兵衛」と同様の記述がある。文化2年(1805)から文化14年の間では毎年「会所かり賃」や「会所家賃」という文言がみられ、会所が借家経営をして町の財政の一端を担っていたことがわかる。また、寛文5年(1665)や享保6年(1721)にみられる「堂之借屋」、「堂のかしや」あるいは「堂やしき」という表現から町の信仰の拠点となっていた会所が、その機能から「堂」とよばれていたことが推測される。

東向北町の会所では表3に見るように、宝暦7年(1757)に改築されるまで5年から10年を周期にして屋根の葺き替えを中心に小修理や畳替えなどが行われている。宝暦7 年以前の会所の建立年代は定かではないが、短いサイクルでこまめに修理を施すことによって経年による劣化をしのぎ、建物の長期利用を心掛けていた様子がうかがえる。

会所普請にかかる費用の運用方法については、当初は小さな普請に関しても町人から借銀をし、年月をかけて返済していたが、祝儀銀などによる蓄財ができ町の財政が安定してくると、小修理については通常の町の会計の中から賄えるようになっていった様子がうかがえる。しかし、改築などの大普請に際しては町の蓄財からでは賄いきることができず、町人からの借銀に頼ることになる。

ここで、居住地管理に掛かる費用の運用方法を、町経済全体の流れを踏まえた上で考察したい。『万大帳』にみられる東向北町の町財政は、早期は町人からの借財で成り立っていたことを思わせる。例えば、貞享3年(1686)には10月に、「銀子四拾匁かり吉兵衛殿にて　但手形遣し候。普請入用に入。月壱歩半ノ利足也。」とあり、12月に「銀百三拾四匁　壱割半但水溜手桶其外〆普請入用に用申候。　てかた遣ス　善介殿よりかり」と再び借用の文面が見られる。前者は元禄2年(1689)の正月に元利とも返済されており、後者は同2年の正月と6月の2度にわたって返済されている。この時期町内は、同様に月に1割半の利息をもって毎年町人から借銀をし、1～3年の歳月をかけて返済している。遡って、貞享以前に行われた町内の各普請に掛かる費用も町人からの借入に頼っている。

享保期に入ると借用証文は見受けられず、維持管理費用もほとんどの場合町の備蓄によって賄えるようになる。しかし祝儀銀などの貯蓄だけでは町経済は潤沢といえず、天明5年(1785)に、「町普請入用之義は軒役を以相集候約束に而御座候事」という記述が見られ、維持管理費用の運用に対する新たな手法が採られ始めたことがわかる。寛政3年(1791)には、町内の米屋平助に正月参会の祝儀を20年分先納させ、その銀を「町借財方」に充てたということが記されているなど、長い年月を通して町の経済を支えるため様々な施策が行われていた様子をうかがい知ることができる。

(4)会所平面の推定復元

東向北町の会所における大きな普請は、宝暦7年(1757)と文政7年(1824)、文久4年(1864)に行われている。宝暦の普請では、元文年間に畳屋勘三郎から購入した間口2間5寸、奥行7間の屋敷と宝暦7年に五器屋善兵衛から購入した間口2間、奥行7間の屋敷の2つの宅地を合筆したうえに新しく建設されている。このときそれぞれの宅地にあった建家は銀160 目で道具屋善七に売り払われている。以下に、新築された会所の「普請仕用之覚」を一部紹介するとともに、これによって作成した会所平面の推定復元図を掲載する。(図2)

「一　表口四間、裏行四間弐尺五寸
　一　座敷六畳、床付、竹縁、戸袋有り
　一　中座敷六畳、敷鴨居有り
　一　玄関四畳、敷鴨居、戸袋有り
　一　台所四畳半
　一　番所壱間四方
　一　庭奥行三間弐尺五寸」

これによると、床を設けた格式の高い6畳の座敷と、同じく6畳の中座敷を、寄合などで大勢の人が集まる場合には続き間として利用していた様子がうかがえる。この座敷に関しては、同仕様書の中に「座敷廻り中ぬり、赤土にてぬり」という記述も見られ、かなり高級な仕上

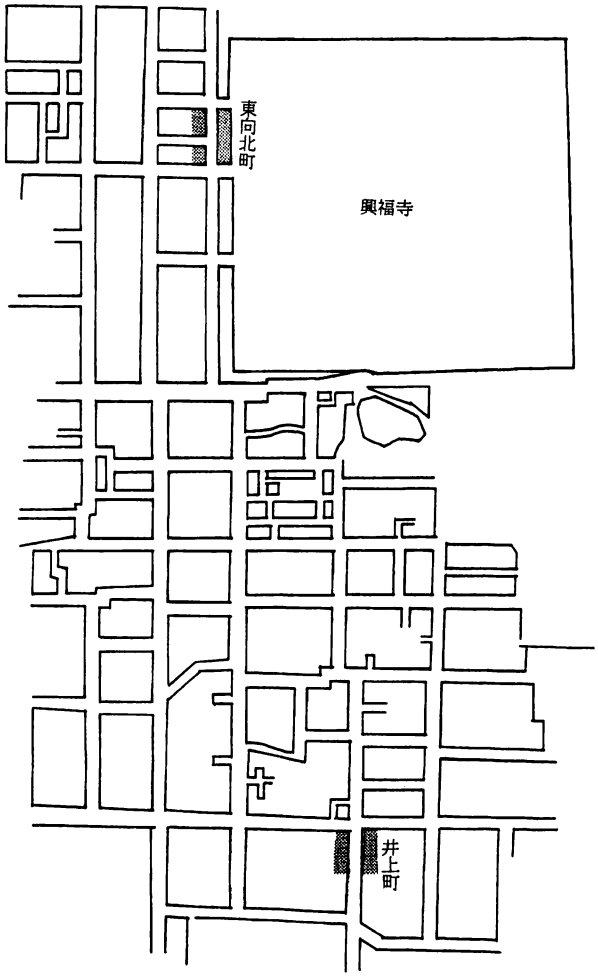

図１　井上町・東向北町の位置（『和州南都絵図』より）

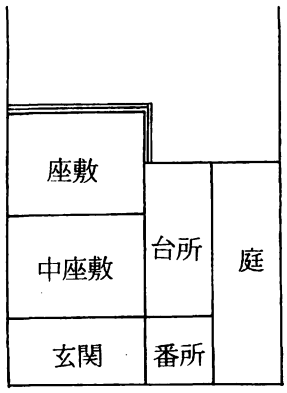

図２　東向北町会所推定復元平面図

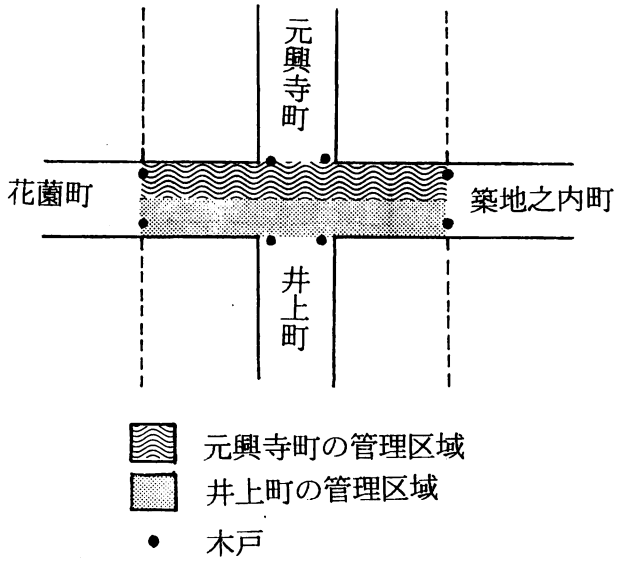

図４　井上町北側立合地管理区域

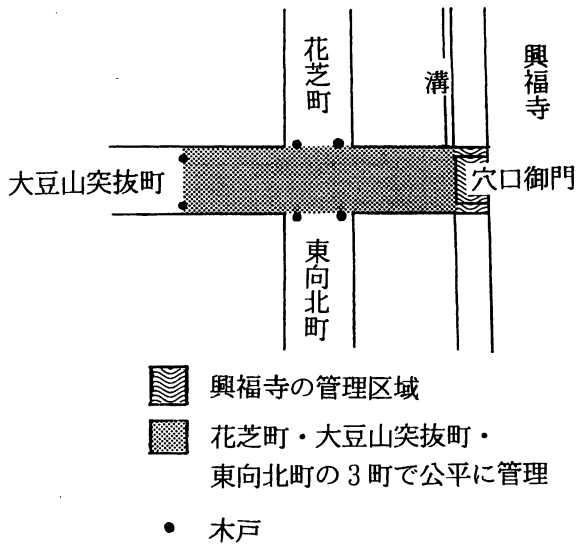

図５　東向北町北側立合地管理区域

げを施されていたようである。また、一般の町家の「みせのま」に該当する部分を玄関と称し、敷鴨居や戸袋を設けていることからも、奉行所の役人を迎えることを十分考慮にいれたうえで、さらに会所で行われる参会や諸行事の格式性を象徴しているものと思われる。会所の建物自体の格を高めることによって、新しく町の住人になる儀式である「会所入」のステイタスが高められ、ひいては町全体の格を示すことになるものと思われる。

３つの居室のほかに、４畳半の台所が設けられており、これは一度に大勢の人の食事のなどを準備する必要がある、会所独特の機能を意識したつくりであろうと考える。また付属施設として町の共有施設である番所が会所内に

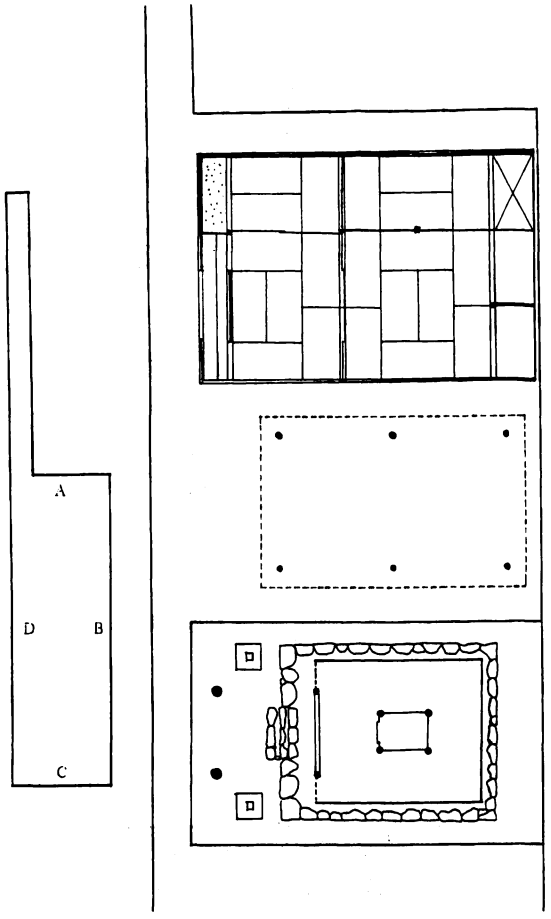

A＝4間　B＝16間4尺5寸
C＝5間2尺7寸　D＝31間4尺5寸

図3　井上町会所敷地規模と推定復元平面図

併設されていることからも、東向北町の会所が当町の行政の拠点として完成されたものであったことがわかる。

文久4年の改築は、10年前の嘉永7年の大地震によってそれまでの会所が大破したことによって行われた。このときの普請費用は、2人の町人から銀1貫目づつを借り入れて賄われている。「当会所之儀、奥座敷六畳床之間違棚、中之間八畳、玄関六畳…」とあり、宝暦の会所よりも居室部分が拡張されているが、居室の配置は同様であることがわかる。さらに「…雪隠小便所新調、表門并地蔵尊直し、表門より奥迄通直シ、又井戸替並にしつくい直シ…」という記述から、便所，門，地蔵などの付属施設が判明する。また、表門が設置されていることから、建物は町家のように表通りに面していないことがわかる。

『井上町中年代記』には、会所平面の復元に直接結びつく記述は見られないが、古写真やヒアリングをもとに復元した、嘉永7年の大地震後に建設され昭和11年(1936)まで使用されていた会所の推定平面図を掲載しておく。(図3)

3 木戸門の維持管理

(1) 井上町の木戸門

奈良町における木戸門は「町木戸建立触状」(天理図書館蔵「覚」)によると、寛文8年(1668)に奈良奉行土屋忠次郎の命令で常備されるようになったとされる[10]。

『井上町中年代記』では、延宝7年(1679)に木戸門に関する最初の記述がある。借家普請の入用と南の門の入用を合わせて銀395 匁3分、加えて大工に手間賃として115 匁づつを支払ったというものである。井上町の南門の普請はそれ以降、貞享5 年(1688)、享和元年(1801)、文化7年(1810)に行われている。

『井上町中年代記』に見られる木戸門に関する記述は、すべて南門についてである。元文期(1735～1738)に作成された奈良町絵図である『和州南都絵図』には、町の南北の両端に木戸が描かれているが、井上町の木戸門は寛文の触をうけて南北に設置されたが、北門は早い時期に撤去された可能性がある。

井上町の北側は元興寺町との立合地となる四辻であるが、後述するように四辻の管理上の境界線は東西の通りの中央線であるため、元興寺町の南端および東の築地之内町の西端、西の花薗町の東端に木戸門が存在するのであれば、井上町の北端の木戸門の機能的な存在意義は希薄になる。町にとって共有施設を維持管理することは財政的にも少なからず負担となるので、合理化を図ったと考えられる。また、奈良町の南端近くに位置する井上町には鹿が入り込むことも少ないので(130年間で死鹿は2例のみ。)、バリアとしての木戸の機能はさほど重要視されていなかったと思われる上に、貞享4年(1687)の記述に「中辻町当町さかい目之石橋懸なをり申候ニ付」とあり、井上町の南端には道路を横切る溝が流れており、それに懸かる石橋が町境になっていたので、敢えて木戸によって境界を示す必要もなかったのである。こうした事情から18世紀中頃になって、南門が撤去されたのではないかと推測される。

(2) 東向北町の木戸門

東向北町の木戸門は『和州南都絵図』では、町の南北の両端および中筋町との境に描かれている。当町では寛文8年(1668)の触をうけ、寛文9年に北門が、続いて天和元年(1681)に南門が設置されたことが「北ノ門ノ入用覚」と「南ノ門普請入用」からわかる。当町の木戸門の普請状況を表4に示す。

天和元年の普請では、8人の町人から10匁ずつを借入

れ、月に1.5 %の利息で17ヶ月かかって返済している。元文5年（1740）の普請では、入用3貫635文に対して40軒役に100 文ずつ割り付け、合計4貫文徴収し、余った371 文を町内の「箱入」としている。この時の銀が、3年後の寛保3年（1743）の普請の資金の一部となったことは確かであろう。このようにして、共有物の維持管理費として予想される出費に備えて、予め銀を積み立てておくという方法は、町の財政管理がある程度成熟してきた表れではないかと思われる。

表4からわかるように、中筋町との境界の木戸門については全くふれられていない。このことから、東向北町が所有して管理をするのは南北2つの門だけで、中筋町との間の門は中筋町の支配にあることが推測できる。

寛政3年（1791）の北門の修理に関する一札には「此度従御公儀様奈良町中門普請仕候様被為仰付候。然ル所当町北ノ門修理に及罷在候。此節迄捨置候所…」とあり、北門が破損あるいは老朽化していたにもかかわらず、そのまま放置していたというのである。このことは、町にとって木戸門がさほど重要な機能を果たしておらず、井上町の例も合わせて考えると、個別の町内では木戸門の建設やその維持管理が重視されていなかったことを表している。

4．共有空間に発生する諸問題の対処

（1）捨子

捨子は、同時代の京都や大坂では頻繁に発生する町内の重大事の一つであり、それに関する取り決めも各町ごとに厳密に定められていた。これらの都市で往来に捨子があった場合、一般に町が一切の処置を行うが、特にその現場に最も近い家主（軒親と称する）が、貰請主が見つかるまで捨子の世話をするうえに、総費用の何割かを負担せねばならなかった[11]。

これに対して、井上町で捨子が発生したのは、享保13年（1728）と寛政19年（1807）の2回だけであり、東向北町では享保19年（1734）から文政5年（1822）までの間に5回の捨子が確認できる。両町とも、捨子の発生現場に最も近い家主は世話をすることを義務づけられておらず、町内の適当な人物あるいは用人が貰請主決定まで養育している。諸費用については、東向北町で文政5年に米屋平助の軒下で捨子が発生した際、入用10貫目のうち2貫を平助が負担し、もう2貫は「箱」より出し、残りの6貫は家別に集められているが、原則として、井上町で享保13年に「箱入之銭出ス」とあるように、発生地点に関わらず町全体で負担されていたようである。

町の重大事であり発生すれば町単位で対処しなければならないという点においては京都・大坂と同様であるが、この程度の頻度であれば、奈良町における捨子が常に町生活・町財政を脅かす問題として認識されてはいなかったであろうから、家主が負担を強いられることなく、その時の町の財政状況に応じて町全体で対処していたものと考えられる。

（2）死鹿

奈良の鹿は春日社の祭神の使いとして尊崇され、神鹿と称された。江戸時代、その管理は興福寺に属し、鹿を殺傷することは大罪とされた[12]。東向北町では、興福寺の境内に隣接した場所柄から死鹿が多い。町内で死亡した鹿が発見されると、用人が興福寺の雑役にあたっていた仕丁に知らせ、仕丁が見分した後、月行事が一臈代へ訴えるという手続きを踏む。そして町は、一臈代へ清め料と仕丁2人に手間賃200文づつを支払う。死鹿の場合も捨子と同様に、町内であればどの場所で発見されても、町全体から出銀されている。

（3）立合地における諸問題

町の範囲の外側の路上空間で、隣接する複数の町の木戸やそれに代わる境界線で囲まれた場所を立合地という。京都や大坂では、この場所で発生する諸問題の対処方法やそれに要する費用の分担方法などは、隣接町が立合いの上で公平に決定するのが原則である[13]。

井上町の北側には、元興寺町・築地之内町・花薗町の木戸に囲まれた立合地が形成されている。『井上町中年代記』の貞享元年（1684）の記述に、北の四辻で発生した死鹿に対する対処方法がある。これによると、この場所は元興寺町と井上町で管理されているが、その時の死鹿の発生場所が井上町の方に寄っていたので、井上町が費用を全額負担している。そのうえで、今後のために取り決めを記しており、次のような文書が残されている。「以降何事ニ不寄北ノ辻ニ而出来候ハハ道中筋中より北ハ元興寺町ノ支配ニ可成候間左様ニ相意得尤ニ候」。

このことから推測される、井上町の北側付近の立合地の管理区域は図4のようになる。同町の南側は、前述のとおり往来を横切る溝が中辻町との町境となっているので、面的な立合地は存在しない。しかし、溝に懸かる石橋の維持管理は「当町南ノ川除に見ぞ（溝）有之、此度右橋損シ申候ニ付、中辻町立合ニ而右北側石垣此町より積直し申候、石橋南側石垣中辻町より出来申候、則当町右掛よりニ積り手間入用左之通」（文化13年（1816））というように、両町で立ち合いのもと、公平に行われていたことがわる。

東向北町は前述のように興福寺の西側に位置し、北側で花芝町・大豆山突抜町（以下、突抜町）・興福寺（穴口御門）、南側で東向中町・中筋町・興福寺（敬田門：通称赤門）との立合地を有する。『万大帳』から判明する東向北町の南北両側の立合地で発生した事件の、詳細な発生場所とそれに掛かる費用の負担状況を表5に示す。

北側の立合地の維持管理は、興福寺の門前から中溝までの区域での問題については興福寺がその義務を負うが、それ以外の場所であれば基本的に接する3町で分担し、必要に応じて興福寺へ出銀を依頼するという方法をとっていたようである。南側の立合地については、享保5年（1720）の死鹿に関する記述に「先年より当町門外之義出し候事無之由申入候而、則清目料出シ不申」とあり、従来南の立合地のどこで問題が生じても東向北町は入用銀を負担しないという取り決めがなされていたようであるが、天明7年（1787）からは「一臈所より被仰出候は、辻中之義候へは三町立合に可致旨被仰出候故」、接する3町で負担し合うように改められた。東向北町の北側立合地の管理区域を図5に示す。

東向北町は興福寺の境内に隣接するという地理的特性ゆえに、立合地の管理において少なからずその影響をうけていたようである。例えば寛保3年（1743）の突抜町の石橋普請の際も「当町・花芝町にも壱町切に世話いたし候橋有之候へば、此橋は突抜町往来之橋に候。両町には構申間敷候様に存候得共、御門主様より被為仰付候義違背難申」、共有物と同様に入用銀を負担している。しかしその後、安永4年（1775）に立合地内の溝石橋を拡幅する時には、「穴口御門通御幸御道筋之儀は、御由緒御座候御道に御座候得は、我々共手儘に可仕儀は相成不申候に付」と断った上で興福寺からの出銀を得て、不足分を3町で均等に負担している。このように、近世の東向北町の立合地管理の特徴は、興福寺との共存にあるといえる。しかし、近代に近づくと、慶応2年（1866）には死鹿の処理に際する費用を3町だけで負担していることから、立合地の管理が興福寺から独立していく様子が見て取れる。

5．まとめ

本稿では、近世奈良町の居住地管理システムについて、井上町と東向北町という2つの個別町を事例に、『井上町中年代記』と『万大帳』を素材に検討を加えてきた。両町とも町式目が伝えられていないが、2つの史料の中に、町式目が存在し、それに則って処理をしたと判断できる記述を見出すことができなかった。このことは、両町にとって『年代記』と『万大帳』が先例集であり、町式目に代わる規範として絶えず参照されたことを思わせ、町式目の必要性がなかったのではないかと推定される。

両町の空間形態は、ともに道路を挟む両側町で、町の共有施設としては会所と木戸門、番所などがあった。会所については、江戸時代前期には移動を繰り返しており、一般の町家と変わりがなかったことを思わせるが、中期以降になると格式を重んじ、多人数の寄合に対応できる会所に相応しい建築が工夫されていたようである。それに対して、町の境界に設けられた木戸門は、町奉行所の側では恒常的に設置するように触書を出しているが、町の側ではその建設や維持管理を必ずしも重視しておらず、江戸時代中期には撤去されてしまったものも確認できる。この背景には、町割の形態や立合地の管理区域の特徴から、町にとって不可欠な施設とは限らないという事情が介在したものと考えられる。

維持管理のシステムに関しては、町空間の共有部分である道路や軒下で発生した捨子の処理は、発生場所に関わらず町全体で費用負担をしている。先行研究によると、京都や大坂では発生現場（軒親）とその他の町家で費用負担率が異なり、その点の細かいマニュアルが設けられているが、発生件数が比較的少ないこともあってか、奈良町の場合は町全体で平等に負担している。死鹿の問題は、京都や大坂にない奈良町独自の事件であるが、この処理方法も捨子に準じたものになっている。

隣接する他町との立合地の空間と施設の管理に関しては、関係する町の間で均等に分担している。奈良町の特殊事情として、巨大な境内を占める寺院と町との関係がある。興福寺に隣接した東向北町の場合、中世には門前郷として隷属的な関係にあったが、近世には興福寺も含めて均等に分担している。それが、幕末の例では関係町のみで分担しており、立合地の管理権が次第に寺院から独立していく過程ともとらえることができる。

以上のように、奈良町の個別町を事例に、近世奈良町における居住地管理システムの一端を考察した。史料の制約で、先行研究の京都や大坂とかみあった議論にはならなかった部分もあるが、この点は他町の史料収集につとめ、他日を期したい。

（註）

（1）秋山國三『近世京都町組発達史』（法政大学出版局，1980）
伊藤毅「町共同体施設」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門1　空間』東京大学出版会，1989）

（2）居住地管理史に関する先行研究は以下の通り
谷直樹「近世都市の居住地管理システムに関する

史的一考察」(『日本建築学会近畿支部研究報告集』第27号，1987)
谷直樹「近世「町」共同体における都市居住システムに関する研究（1）」(住宅総合研究財団研究年報No．16，1989)
谷直樹「近世「町」共同体における都市居住システムに関する研究（2）」(住宅総合研究財団研究年報No．17，1990)
谷直樹「近世大坂の町内空間と居住地管理について」(『アーバンサイエンス』大阪市立大学都市問題資料センター，1991)
山野左恵「近世大坂の町式目にみる居住地管理システム」(『マンション学会報告集』，1996)
巽和夫・町家型集合住宅研究会編『町家型集合住宅研究会』(学芸出版社，1999)
（3）永島福太郎『奈良』(吉川弘文館，1963)
（4）奈良市史編集審議会編『奈良市史　通史三』(吉川弘文館，1988)
（5）土本俊和「奈良町の形成」(高橋康夫編『図説日本都市史』東京大学出版会)
（6）安彦勘吾「〔奈良〕井上町中年代記」(帝塚山短期大学　日本文化史学会『日本文化史研究』第12～14号，1990～1992)
（7）広吉壽彦「万大帳」(原田伴彦編『日本都市生活史料集成九　門前町篇』，1977)
（8）村井古道『奈良坊目拙解』(綜芸舎，1977)
（9）前掲（2）
(10) 前掲（4）
(11) 田口泰久「町式目にみる大坂・京の町運営」(『大阪の歴史』第43号)
宮本又次『近世大坂の経済と町政』(文献出版)
(12) 前掲（7）
(13) 前掲（2）

Summary

This manuscript was written about the system of the control at places of residence in Nara-Machi of the modern period through two towns, Inoue-cho and Higashimuki-Kitamachi, using 『Inoue-cyocyu-Nendaiki』 and 『Yorozu-Ocyo』 as material. Each town had a road in the middle of the town, and held Kaisyo, Kidomon, and Bansyo in common. Kaisyo was moved and moved at the first period of Edo, and it was not very different from Machiya in general. But after the middle period of it, Kaisyo was sticked to formalities, it became the kind of architecture that a lot of person could have Yoriai.

On the system of the control about the maintenance, the whole town beard the expenses on the management of abandoned childdren at the common part of it.

On the control of the space and the establishments in Tachiaichi, the cost was divided equally among the towns.

In Nara-Machi there was a special circumstance between temples which had big precincts and it.